

個人視察報告書

「DV根絶国際フォーラム・第10回全国シェルターシンポジウム2007」

期 間：平成19年11月23日（金）～25日（日）

場 所：23日 幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）

24・25日 国際能力開発支援センター（千葉県千葉市美浜区ひび野1丁目1番地）

参加者：谷口 順子

第一日目 11/23（金）

国際フォーラム「女性への暴力根絶に向けたアジアからの発信」

（13:00～17:00）

総司会は、元NHKの名アナウンサーで、現在は千葉市女性センターの名誉館長をされている加賀美幸子さん。大変な時代に、理事待遇にあたるエグゼクティブアナウンサーにまで上り詰められた、まさに男女共同参画社会の礎を築かれた一人と言えるだろう。

最初に、国連女性差別撤廃委員会前副議長のハンナ・ベアテ・ショップ＝シリング博士による基調講演が行われる予定だったが、体調不良で出国できないとのことで、急遽この日のために「女性への暴力根絶に向けた世界の取り組みと日本の課題」と題して書かれたメッセージを堀内光子さん（文京学院大客員教授）が代読。

女性への暴力は、男性優位の社会状況を背景とした女性差別に根ざすものであるとし、日本の課題として、「女子差別撤廃条約」批准国でありながら、1999年10月に国連総会で採択された「女子差別撤廃条約の共同議定書」を未だ批准していない点を指摘した。

続いて、「アジア各国と日本のDV根絶施策」と題したシンポジウムが開催。

シンポジストは、中国（北京紅楓婦女心理諮詢服務中心理事長 ワン・シンジェン氏）、韓国（韓国女性の電話連合代表 パク・インヘ氏）、モンゴル（モンゴル女性への暴力根絶センター代表 エンヘジャルガル氏）、香港（ハーモニーハウススーパーバイザー ハイジ・イップ氏）。

いずれもアジア各国でDV根絶に向け活躍されている方々であった。

コーディネーターは、全国女性シェルターネット共同代表の近藤恵子氏。

現状の課題、また今後に向けた課題として、

中国

- ・「性暴力禁止法」の制定
 - ・心理的フォローの重要性を認識すること
 - ・司法・行政幹部・執行者達に対し研修を行うこと
 - ・被害者、加害者双方に対する教育の必要性
- 他

韓国

- ・DV犯罪者に対する処罰強化に向けての法改正等
- ・暴力予防システムの確立

- ・被害者の人権保護
- ・国・地方自治体のモニタリング 他

モンゴル

- ・シェルターの拡充
- ・ガイドラインの制定
- ・司法・警察のさらなる介入
- ・加害者に対し、教育プログラム + 刑罰 他

香港

- ・子ども・若者に対する治療的早期予防サービス
- ・産婦人科やクリニック等でのDV予防・早期発見のための医学的スクリーニング
- ・告発負担をさせない制度づくり 他

が挙げられた。

日本でも「DV防止法」が改正、この12月2日から施行されることになる。

今後は3年毎に見直しが行われるということであるが、例えば、デートDV、子どもへの性虐待、セクシャルマイノリティーの人に対する支援、高齢者・障害者・外国籍の方に対するサポートについてはまだ零れ落ちたままになっている。

差別による女性に対する暴力全般について根本的に禁止していく法体制を確立し、女性たちの存在が重んじられる社会づくりが今後の課題である、と締められた。

シンポジストの皆さん、自国の施策について、プラス面だけでなくマイナス面もかなり洗いざらいお話し下さり、DVの問題は、日本だけの問題ではなく、アジア、そして世界共通の課題として取り組んでいくべき問題だということを改めて実感した。

第二日目 11/24(土)

分科会・・・「DV被害当事者である子どものケアと支援」

(10:00~14:00)

午前の部(10:00~11:30)は、「DVにさらされて育つ子どもの心の問題」と題し、成育医療センター 心の診療部 育児心理科の児童精神科医 笠原麻里先生 による公演。

DVに曝される子どもへの心理的影響として、

- ・緊張を強いられる日常生活
- ・トラウマティックな状況への曝露と性的虐待
- ・親子関係の歪み
- ・精神的発達への影響

を挙げ、これは、子どもに直接暴力が及ばずとも、父親から母親への暴力的言動・行動を見聞きしたようなケースでも影響があるということだった。

DVに曝されることにより、感情の抑制、隠れ食い・万引き、注意集中困難、睡眠障害、父親へのアンビバレンツな感情、攻撃性への恐怖、無力感・抑うつ感、横暴な言動、といった心理的問題が

見られ、こうした問題への対応としては、

- ・母子関係の安定を図る
- ・安心できる環境と安定した母子関係を基盤として、子どもの健康なこころの発達を支える
- ・夫婦間の歪んだ関係を、親子関係に持ち込まないように心がける

ということであった。

午後の部(12:30~13:40)は、「DVによる子どもの被害と支援 東京都女性相談センターの実践から」と題し、東京都女性相談センターの臨床心理士 米田弘恵氏による事例発表。

まずは、東京都女性相談センターは、売春防止法とDV防止法の2つの法律に基づき設置された施設であり、相談、医学的・心理的・職能的判断、一時保護の業務を行っているとのこと。

さまざまな事例や数値等を挙げ、重要なのは、

- ・母親と子どもの精神健康は互いに影響し合うことから、母子共の支援が必要であること
- ・母親が子どもの攻撃的行動を受け止め切れない場合は、専門機関に相談すること
- ・新たな母子関係を構築すること

とし、具体的には、

- ・安全な場所を確保することで、子どもの心の発達が始まる
- ・母子共の支援を行い、場合によっては社会的資源を活用する
- ・時間をかけて支援する

ということだった。

父親が薬物中毒で母親がDVによる解離性うつという両親の間の子どもの事例であるとか、かなりディープな事例も紹介して下さり、加害者に対して何らかのプログラムを施すことが必要なのではないかと改めて思ったが、既に古くから加害者更正プログラムを行っていたDV対策先進国の米国から効果がないと報告されている。ただ野放しにしておくことは、被害者がせっかくシェルター等に避難しても本当の意味での「安心感」は確保されないだろう。相変わらずビクビクと怯える生活を送ることで果たして傷ついた心が本当に癒えることができるのだろうか？

ましてや子どものうちにDV被害を受けた場合、心の発達が止まってしまう危険が高い。

「子育て支援」を行うのであれば、こうした子どもたちに対しても支援を行うことが必要なのではないだろうか？民間だけの力ではできることに限りがあり、国や自治体を挙げてDV被害を受けた子どもたちが健やかに育ち、傷を乗り越えて明るい将来を迎えられるような施策を実現すべきだと、強く感じた。

ワークショップ「女性に対する暴力と売買春」

(14:30~16:00)

まずは、DVスペシャリスト協会代表；全国婦人相談員連絡協議会会長 原田恵理子氏から。女性議員が団結してつくられた売春防止法第4章で規定された婦人保護事業に基づき、婦人相談員、そして一時保護施設である婦人相談所が各都道府県に設置が義務付けられ、中・長期の生活の場として婦人相談施設が設置されているという意義説明から。またこの売春防止法は、公娼制の廃止を目的として制定されたものだが、最大の問題点として、売った側のみ処罰の対象となり、買った側の罰則規定がない点(第5条)ということであった。しかし厳密に言えば、第5条は勧誘行為を、また第6条は周旋行為を、第7条は欺いたり脅したり等して売春させた者に対する罰則はあるが、売春行為については、第2条で「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。」と規定しているだけで、特に罰則規定はない。但し、出会いサイト等を利用して売春した場合には、第5条に該当するものである。よってこの売春防止法というのは、売春を禁止する法律でありながら、実際には売春斡旋行為に対する規制しかないというのが大きな問題点であると考えられる。

続いて、国立女性教育会館の研究員、渡辺美穂さんによる研究報告。

渡辺さんは、エンパワーメントの視点から人身取引の調査研究をされていて、海外から(特に東南アジア)日本への性的搾取が多いということだった。これは、日本の国内で需要があることが問題であるということで、その需要の実態を捉えるため18才~65才までの男女5000人に買春についての意識調査を実施。中でも、人身取引そのものについて、「あまり知らない」=42.0%、「全く知らない」=14.6%ということで、過半数の方に周知されていない。またその中でも女性の方と若い方に「知らない」という方が多いということだった。

また、風俗店で働く外国人への対応として、厳しく取り締まるべきと回答した方は、男性41.2%に対して女性49.7%と女性が多く、保護支援すべきと回答した方は、男性47.0%、女性42.1%と男性が多く、男性の方が風俗店で働く外国人に対して寛容であるということ象徴する結果であった。

さらに国家議員に対して人身取引についてのアンケートを06年6月~8月に実施。

回答合計が衆参合わせて10.5%という結果が、国会議員自体の人身取引に対する関心の低さを物語っている。

対処のあり方については、厳しく取り締まるべきと回答した方が、5.3%に対し、保護支援すべきとした方が81.6%と保護支援すべきとした方が多い。

またわが国が人身売買の主要受入国である理由については、取締り不十分75%、法律が弱い53.9%、メディアが助長51.3%、容認風潮強い47.4%、啓発不十分46.1%という回答が多かった。また、30~40才台の議員が無回答22.7%ということで、人身売買や売春について議論していない世代であることが起因しているのだろうということだった。

また、防止に向けた対策については、被害者の保護・支援73.7%、啓発・教育61.8%、風営法・売防法の見直し53%という回答が多かった。

このワークショップを終えて最終的に実感したことをまとめると、

- ・自分の家族や知人さえ買春しなければいい、という考え方ではなく、日本人全体のこととして全体的に考えて向き合っていくことが大切（日本人は結構希薄）
- ・インターネット等で手軽に性に関する情報を入手できたり、また子どもが読む雑誌にしても性的描写が強すぎるものが多いため、規制をすべき
- ・風営法が認められていること自体が問題、性交渉があるか擬似行為であるかによって合法か違法か判断すること自体が問題。 売防法も含め改正要
- ・経済問題と売春とは密接に関わっているため、何故売買するのか、買春するのかを夫々の立場から考え、パーツだけでなく包括的な問題として取り組むべき
- ・「人身売買禁止議定書」(2000年、国連採択)の批准を含め、人身売買を禁止する国内法の及び防止策の早急整備
等々

議員フォーラム

(16:30~18:00)

南野知恵子元法相(自)、山本香苗参院議員(公)、小宮山洋子参院議員(民)、紙智子参院議員(共)、遅れて福島瑞穂参院議員(社)の党派を超えた5名の国会議員がパネリスト。朝日新聞記者の竹信三恵子氏。

特に印象に残ったものを抜粋。

南野：・デートDVという新しい問題が発生。若いうちから予防教育が必要であるが、現在実践できているのが、岡山県、長崎県、青森県の3県。

・高齢者虐待防止法に児童虐待等も加えた、虐待問題全体を包括する法律をつくるべき

小宮山：・法を作るのは国であっても、実際に運用するのは地方自治体。加害者更正プログラムや加害者の自立支援を国と地方自治体とが一緒に考えていくべきである。(財源を含め)

・他国は性犯罪は重大犯罪と位置づけられている。日本の法律は甘い。性暴力防止法を制定すべきだが、現状の国会では難しい。

山本：・自立支援を支える財源を。民間団体のDV事業に対し地方自治体が補助をすれば特交を交付しているが、市町村が事業を行う場合も特交をつけられるようにすべき。実際に仕事をするとお金流すシステムに変えるべき。

紙：・警察は事件があった場合、加害者逮捕と共に被害者をフォローする体制も取るべき。

・吉野川の事件のように、保護命令が出されていても興信所を使って居場所を突き止めることは可能。加害者の所在確認を裁判所に義務付けるようにすべき

・男女雇用機会均等法の中にセクハラ防止の規定がない。事業主に防止義務を徹底させるべき。また、セクハラをした加害者本人に対し罰則を設けるべき

福島：・DV防止法だけでは救済できない。

・NGOに対する援助を行うべき

・在留外国人に対しても救済を行うべき。

・包括的な制度にするために見直しを行うべき。

第三日目

国際シンポジウム

(10:00~12:00)

原ひろ子氏(男女共同参画基本計画に関する専門調査会委員・城西国際大客員教授)、田中由美子氏(JICA国際協力専門員)、堂本暁子千葉県知事 の4氏がシンポジニストで、戒能民江氏(お茶の水女子大学生生活科学部長)がコーディネーター。

まず、初日のシリング氏からのメッセージを、

性差別と暴力の繋がりを明確にする。複合差別に留意しながら暴力は性差別のひとつ。

人権の枠組みで取り組むこと。法律に留まらず多角的な取り組みが必要。

国連のウィーン宣言以降、女性暴力撤廃条約、北京世界女性会議の流れを後押ししたのは、NGO団体の力である。

と纏めた上で、「アジアにおける女性の暴力」について、各々のシンポジニストが各地域の現状等について発表。

原氏からは、フィリピンのDV政策について。

フィリピンでは古くから女性運動が活発であったが、マルコス政権下では、女性運動家が投獄される等の弾圧や女性に対する暴力が多発した。アキノ政権に変わってから、NGO団体と政府が強いパートナーシップを結び、男女の機会均等に尽力した。以後の政権もアキノ政権での努力を継続、「女性と子どもに対する反暴力法2004(RA9262)」は、ありとあらゆる女性と子ども(実子でなくとも)対象となる。また、人身取引被害が深刻であり、防止するための包括的な法律も制定している。一方でこうした法律の存在を知らない知事さえいるという状況で、まだまだフィリピン全体で周知徹底されているといえない。また、ジェンダー・バジェットとして予算の5%が法律で認められており、その中から行政官(国・地方公共団体)、警察官、看護師等に対し、DVについての研修が2週間行われているということであった。

田中氏からは、メコン川流域における人身取引について

GMS(大メコン川流域圏)諸国6カ国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国雲南省)では、人身取引の被害者が急増しており、その大半が女性と子どもである。中でも経済開発が進んでいるタイは、カンボジアやミャンマーなど周辺国からの人身取引の目的国になっているのみならず、日本、オーストラリア、欧州などへの送出国、さらに経由国にもなっている。

2004年に協定書を結び、法整備やシェルターづくり等、共通の取り組みを行っている。

今後の課題として、被害者の保護(地方のシェルターの充実等)、被害者の安全な帰国・送還支援(家族の受入確認等)、被害者の社会復帰支援(心のケア支援等)を挙げた。

堂本知事からは、当事者を含めた市民、県民、地方自治体、国の対応について

今までのシンポジニストからの話から、外国人に対しては、帰国後、どういう支援施設があるのかを日本である程度被害者に把握してもらってから、帰国させるようにする体制を、との提案があっ

た。

千葉県では、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定。可能な限り当事者の意見をお聞きし、進めているということである。まずは白紙の段階からの議論を行い、徹底して当事者の意見を聞いて政策を立てるとというのが、「千葉方式」とのこと。

現在は、DV予防セミナーを学校で実施したり、「DVを考える若者フォーラムinちば」を開催、若者に対してDVに対する啓発活動を進める等、若者のデートDVに対する取り組みを積極的に行っているということである。

重要なのは、特に市町村が立ち上がらないといけないということ 千葉県野田市では、2002年7月に公設民営方式の施設としては、千葉県初のシェルターを整備。NPO法人に業務の一部を委託し、運営を開始したという事例を挙げ、市町村と民間シェルターとが連携し、いい土壌を行政がつくること大切と説いた。

また、堂本知事の話にもあったが、地方自治体の首長には、サポートし運営するための予算づけを行う権限と、人を配置する権限があることから、首長自体の姿勢がDV支援の方向性の鍵となるのだなと改めて実感した。

最後に堂本知事が仰られた、DV撲滅のためには国際的な連帯をもつ必要がある、という言葉が、今回フォーラム全体を通して最も強く感じたことである。ただ夫やパートナーに暴力を振るわれるだけがDVではない 人身取引もDV被害のひとつであると認識し、自分だけのこと、家族を含めた自分の周りだけのこと、もっといえば自国だけのことでなく、世界全体の問題として考え、取り組まなければ、いつまで経ってもDVの撲滅はありえないだろう。

すべてのひとに豊かな生き方、人間として尊厳が守られる生き方を保障するためにも、立ち上がらなければならないと実感した。

来年は、「全国シェルターシンポジウム2008」が岡山県で開催される。そうしたこともあって、今回は、岡山県議会、岡山市議会から女性議員の参加が多くあった。その中の方から勧められての参加だったが、大変有意義な3日間だった。

今回学んだことを整理し、当市の実情に照らし合わせ、いろいろと提案を行っていきたいと考えている。